鞒(令和六年三月一日施行)

別表第1 (第4条関係)

計画人口に関する事項に係る建設基準

用途地域	<u>人口密度</u> <u>(単位 人/ha)</u>	
711 222 22	重層集合住宅	非重層集合住宅
第一種低層住居 専用地域 第二種低層住居 専用地域	250以下	200以下
第一種中高層住居 専用地域 第二種中高層住居 専用地域	350以下	300以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	400以下	375以下
近隣商業地域	500以下	375以下
商業地域	400以下	375以下

人口密度は、次式により算出する。

(計画戸数(戸)×3.0(人/戸)+事務所等の人 口(人))/計画戸数算出基礎面積(ha)

## 備考

1 • 2 略

- 3 この表において、次に掲げる用語の意義 は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 略
- (2) 重層集合住宅 集合住宅のうち、住戸 <u>が上下に重なり合う形状のものをいう。</u>
- (3) 非重層集合住宅 集合住宅のうち、重 <u>層集合住宅を除いたものをい</u>う。
- <u>(4)</u> 略
- <u>(5)</u> 略

<u>(6)</u> 略

鞒(令柜五年十一月十一日施行)

計画人口に関する事項に係る建設基準

別表第1 (第4条関係)

用途地域	<u>人口密度</u> <u>(単位 人/ha)</u>
第一種低層住居専用地域	250以下
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	350以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	400以下
近隣商業地域	500以下
商業地域	400以下
人口密度は、次式により算出す	ト <u>る。</u>

(計画戸数(戸)×3.0(人/戸)+事務所等の人 口(人))/計画戸数算出基礎面積(ha)

#### 備考

- 1 この表は、計画戸数16戸以上の集合住 <u>宅を建築予定するものについて適用する。</u> ただし、公共施設の用地買収による残地そ の他の土地で市長が特別に認める場合は、 この限りでない。
- 2 事務所等を併設する場合は、事務所等の 人口を付表1により算出するものとする。

- 3 この表において、次に掲げる用語の意義 は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舎、 下宿、老人ホーム等をいう。
  - (2) 計画戸数算出基礎面積 建設行為面 積から現に公共施設の用に供している 土地の面積を減じた面積をいう。
  - (3) 事務所等 事務所、店舗、作業所、倉 庫その他これらに類する用途に供する 建築物又はその部分をいう。
  - (4) 単身者用住戸 専有部分に台所、浴室 及び便所が設置されているものであっ て、かつ、床面積(内法による測定とし、

別表第1(第4条関係)

計画人口に関する事項に係る建設基準

Ш

用途地域	人口密度 (単位 人/ha)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	250以下
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	350以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	400以下
近隣商業地域	500以下
商業地域	400以下

人口密度は、次式により算出する。

(計画戸数(戸)×3.0(人/戸)+事務所等の人 口(人))/計画戸数算出基礎面積(ha)

備考

1 この表は、計画戸数16戸以上の集合住 <u>宅を建築予定するものについて適用する。</u> ただし、公共施設の用地買収による残地そ の他の土地で市長が特別に認める場合は、 この限りでない。

なお、事務所等を併設する場合は、事務 所等の人口を付表1により算出するもの とする。

また、市街化調整区域にあっては、別途 市長が定める近接する用途地域の基準に よるものとする。

- 2 この表において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによ
  - (1) 計画戸数算出基礎面積 建設行為面 積から現に公共施設の用に供している 土地の面積を減じた面積をいう。
  - (2) 事務所等 事務所、店舗、作業所、倉 庫その他これらに類する用途に供する 建築物又はその部分をいう。

 $4\sim6$  略

7 土地区画整理法 (昭和29年法律第11 9号) に定める土地区画整理事業の施行地 区内に建築する建築物にあっては、計画戸 数算出基礎面積に当該施行地区内の公共 用地の負担割合を加えたものとする。

 $8 \sim 12$  略

当該床面積から当該居室に台所を設置しない場合にあっては5平方メートルを、浴室を設置しない場合にあっては1.8平方メートルを、便所を設置しない場合にあっては1.5平方メートルをそれぞれ減じた面積とする。)が16平方メートル以上33平方メートル以下の居室をいう。

- 4 第1号の規定にかかわらず、市街化調整 区域にあっては、別途市長が定める近接す る用途地域の基準によるものとする。
- 5 建設行為の区域が2以上の用途地域に わたる場合にあっては、それぞれの用途地 域における計画戸数算出基礎面積の加重 平均人口密度を基準とする。
- 6 都市計画法に定める高度利用地区に建築する建築物、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に定める市街地再開発事業による施設建築物又は付表2に定める基準を満たし特に周辺の居住環境等に配慮された建設行為については、この表の数値に第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては50、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び商業地域にあっては200をそれぞれ加えた数値とする。
- 7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に定める土地区画整理事業の施行地区内に建築する建築物(長屋住宅を除く。)にあっては、計画戸数算出基礎面積に当該施行地区内の公共用地の負担割合を加えたものとする。
- 8 <u>単身者用住戸</u>については、「計画戸数 (戸)×3.0(人/戸)」とあるのは「計 画室数(室)×1.0(人/室)」と読み 替えるものとする。
- 9 土地区画整理事業等により基盤整備が整い、かつ、都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画(面積が概ね3ヘクタールを超えるものに限る。)が定められ、当該地区整備計画において建築物等の高さの最低限度及び壁面の位置の制限が定められている区域内に建築する建築物で、当該地区整備計画の内容が当該区域の周辺環境への影響に配慮されていると認められるものについては、この表を適用しない。
- 10 第一種低層住居専用地域及び第二種 低層住居専用地域以外の地域における5 階建て以下かつ進入道路幅員が6メート ル以上の建築計画で、周辺住民等の理解を 得られたものについては、この表を適用し ない。
- 11 近隣商業地域内の幹線道路沿いにおける周辺住民等の理解を得られた建築計画については、この表を適用しない。
- 12 老朽住宅の建替えで周辺住民等の理

- 3 建設行為の区域が2以上の用途地域に わたる場合にあっては、それぞれの用途地 域における計画戸数算出基礎面積の加重 平均人口密度を基準とする。
- 4 都市計画法に定める高度利用地区に建築する建築物、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に定める市街地再開発事業による施設建築物又は付表2に定める基準を満たし特に周辺の居住環境等に配慮された建設行為については、この表の数値に第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては50、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び近隣商業地域にあっては100、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び商業地域にあっては200をそれぞれ加えた数値とする。
- 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に定める土地区画整理事業の施行地区内に建築する建築物(長屋住宅を除く。)にあっては、計画戸数算出基礎面積に当該施行地区内の公共用地の負担割合を加えたものとする。
- 6 単身者用住宅については、「計画戸数 (戸)×3.0(人/戸)」とあるのは「計画室数(室)×1.0(人/室)」と読み替えるものとする。
- 7 土地区画整理事業等により基盤整備が整い、かつ、都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画(面積が概ね3ヘクタールを超えるものに限る。)が定められ、当該地区整備計画において建築物等の高さの最低限度及び壁面の位置の制限が定められている区域内に建築する建築物で、当該地区整備計画の内容が当該区域の周辺環境への影響に配慮されていると認められるものについては、この表を適用しない。
- 8 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の地域における5階建て以下かつ進入道路幅員が6メートル以上の建築計画で、周辺住民等の理解を得られたものについては、この表を適用しない。
- 9 近隣商業地域内の幹線道路沿いにおける周辺住民等の理解を得られた建築計画については、この表を適用しない。
- 10 老朽住宅の建替えで周辺住民等の理

13 非重層集合住宅については、第6号、 第7号及び第9号から第11号までの規 定は、適用しない。

別表第1付表1 (第4条関係)

昭

別表第1付表1 (第4条関係)

<u>用途地域</u>	<u>事務所等の人口</u> <u>(単位</u> 人)
近隣商業地域 商業地域	1区画の床面積 (㎡) / 100 (㎡/ 人)
その他の地域	1区画の床面積 (m²) / 50 (m²/人)

解を得られた建築計画については、既存戸

数を超えない場合は、この表を適用しな

## 備考

- 1 この表は、集合住宅に事務所等を併設する場合に適用する。ただし、建設行為の区域が特別業務地区内である場合又は1区画ごとの床面積が200平方メートル以上で区画割り等がなされない形態であると認められる場合を除く。
- 2 <u>この表において、「床面積」とは、内法</u>により測定された床面積をいう。
- 3 1棟の建築物において、事務所等を2室 以上に区画し、1区画の床面積が25平方 メートル未満の場合には、廊下、便所、洗 面所、食堂、浴室等は、原則として共用に するものとする。
- <u>4</u> <u>社会通念上、事務所等であると判断できる形態とするものとする。</u>
- 5 算定は、1区画ごとに行い、1区画の算 定人口に1人未満の端数があるときは、これを1人として計算する。

別表第1付表2(第4条関係)

略

別表第2 (第4条関係)

住宅敷地の規模に関する事項に係る建設基準

## <u>1</u> 戸建住宅

<u>用途地域</u>	敷地面積の最低限度 <u>(単位 ㎡)</u>
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	<u>150</u>
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100
その他の地域	80

## 備考

- 1 この表は、戸建住宅(兼用住宅及び併用住宅を含む。)を建築予定するものについて適用する。ただし、次のいずれかに該当する土地で市長が特別に認める場合は、この限りでない。
  - (1) 昭和53年7月1日前に分筆された 土地
  - (2) 今和5年11月11日前に分筆され た土地(当該土地を敷地とする住宅の登 記事項証明書等が取得できるものに限 る。)

解を得られた建築計画については、既存戸 数を超えない場合は、この表を適用しな い。

別表第1付表1 (第4条関係)

用途	<u>於地域</u>	<u>事務所等の人口</u> _ <u>(単位</u> <u>人)</u> _
近隣商美 商業地域 務地区を	或 (特別業	1区画面積(㎡)/100(㎡/人)
その他の	0地域	1区画面積 (m²) / 50 (m²/人)

## 備考

- 1 この表は、集合住宅に事務所等を併設する場合に適用する。ただし、1区画ごとの 床面積が200平方メートル以上で区画 割り等がなされない形態であると認められる場合を除く。
- 2 1棟の建築物において、事務所等を2室 以上に区画し、1区画の床面積が25平方 メートル未満の場合には、廊下、便所、洗 面所、食堂、浴室等は、原則として共用に するものとする。
- 3社会通念上、事務所等であると判断できる形態とするものとする。
- 4 建築物の構造による事務所等の専有床 面積の算定は、次のとおりとする。
  - (1) 木造、鉄筋造等は、壁芯で算定する。
  - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンク リート造等は、事務所等の壁面の内々寸 法で算定する。
- 5 算定は、1区画ごとに行い、1区画の算定人口に1人未満の端数があるときは、これを1人として計算する。

別表第1付表2(第4条関係)

略

別表第2 (第4条関係)

住宅敷地の規模に関する事項に係る建設基準

## <u>1</u> 戸建住宅

用途地域	敷地面積の最低限度 (単位 ㎡)
第一種低層住居専用地域第二種低層住居専用地域	<u>150</u>
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100
その他の地域	80

## 備考

1 この表は、戸建住宅(戸建住宅で事務所 等の用途を兼ねるものを含む。)を建築予 定するものについて適用する。ただし、公 共施設の用地買収による残地、昭和53年 7月1日前に分筆された土地等の理由で 区画割り面積規定ただし書により承認さ れた土地その他の土地で市長が特別に認 める場合は、この限りでない。

また、市街化調整区域にあっては、別途 市長が定める近接する用途地域の基準に よるものとする。

別表第1付表2 (第4条関係)

略

別表第2 (第4条関係)

住宅敷地の規模に関する事項に係る建設基準 1 略

#### (3) 公共施設の用地買収による残地

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市 長が特別に認める土地
- 2 前号の規定にかかわらず、市街化調整区域にあっては、別途市長が定める近接する 用途地域の基準によるものとする。
- 3 令和5年11月11日前に分筆された 1筆の土地(500平方メートル未満のも のに限る。)を2以上の戸建住宅用地に分 割する場合は、1画地に限り、この表の数 値から第一種低層住居専用地域及び第二 種低層住居専用地域にあっては30を、第 一種中高層住居専用地域とび第二種中高 層住居専用地域にあっては20をそれぞ れ減じた数値とする。
- 4 建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合にあっては、その敷地の過半が属する用途地域の基準によるものとする。
- 5 都市計画法第12条の5第2項に規定 する地区整備計画が定められ、当該地区整 備計画において建築物の敷地面積の最低 限度が定められている場合は、当該地区整 備計画の規定によるものとする。

## 2 集合住宅

用途地域	<u>戸当たり必要</u> <u>敷地面積</u> <u>(単位</u> <u>㎡</u> /戸)	<u>敷地面積の</u> <u>最低限度</u> <u>(単位</u> <u>㎡)</u>
<u>第一種低層</u> 住居専用地域 第二種低層 住居専用地域	<u>100</u>	<u>150</u>
第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域	<u>8 0</u>	100
その他の地域	<u>6 0</u>	<u>8 0</u>

建築可能戸数は、次式により算出する

<u>計画戸数算出基礎面積(㎡)/戸当たり必要敷地面積(㎡</u>/戸)

(事務所等を併設する場合)

<u>計画戸数(戸)≦建築可能戸数(戸)−(事務所等の人口(人)/3.0(人/戸))</u>

# 計画戸数(戸) ≦建築可能戸数(戸) - (事務所等の人口(人) / 3.0 (人/戸))

備考

1 略

2 集合住宅

用途地域

第一種低層 住居専用地域

第二種低層
住居専用地域
第一種中高層
住居専用地域

第二種中高層 住居専用地域

その他の地域

戸当たり必要敷地面積

<u>(単位 m²/戸)</u>

非重層

集合住宅

150

100

8 0

計画戸数算出基礎面積(m)/戸当たり必要敷地面積(m)

重層

集合住宅

100

8.0

6 0

建築可能戸数は、次式により算出する。

(事務所等を併設する場合)

敷地面積の

最低限度

(単位 <u>m²)</u>

150

100

8 0

- 3 この表において、次に掲げる用語の意義 は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 略
- (2) 重層集合住宅 集合住宅のうち、住戸 が上下に重なり合う形状のものをいう。
- (3) 非重層集合住宅 集合住宅のうち、重 層集合住宅を除いたものをいう。

(4) 略

## 備考

- 1 この表は、計画戸数16戸未満の集合住 宅を建築予定するものについて適用する。 ただし、公共施設の用地買収による残地そ の他の土地で市長が特別に認める場合は、 この限りでない。
- 2 事務所等を併設する場合は、事務所等の 人口を別表第1付表1により算出するも のとする。
- 3 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。(1) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舎、 下宿、老人ホーム等をいう。
  - (2) 計画戸数算出基礎面積 建設行為面 積から現に公共施設の用に供している 土地の面積を減じた面積をいう。

- 2 建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合にあっては、その敷地の過半が属する用途地域の基準によるものとする。
- 3 都市計画法第12条の5第2項に規定 する地区整備計画が定められ、当該地区整 備計画において建築物の敷地面積の最低 限度が定められている場合は、当該地区整 備計画の規定によるものとする。

#### 2 集合住宅

用途地域	<u>戸当たり必要</u> <u>敷地面積</u> <u>(単位 ㎡/戸)</u>	<u>敷地面積の</u> <u>最低限度</u> (単位 ㎡)
第一種低層 住居専用地域 第二種低層 住居専用地域	100	<u>150</u>
第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域	<u>8 0</u>	100
その他の地域	<u>6 0</u>	<u>8 0</u>

建築可能戸数は、次式により算出する。

<u>計画戸数算出基礎面積(㎡)/戸当たり必要敷地面積(㎡</u> <u>/戸)</u>

(事務所等を併設する場合)

計画戸数(戸) ≦建築可能戸数(戸) - (事務所等の人口(人) / 3.0 (人/戸))

## 備考

1 この表は、計画戸数16戸未満の集合住宅を建築予定するものについて適用する。ただし、公共施設の用地買収による残地その他の土地で市長が特別に認める場合は、この限りでない。

なお、事務所等を併設する場合は、事務 所等の人口を別表第1付表1により算出 するものとする。

また、市街化調整区域にあっては、別途 市長が定める近接する用途地域の基準に よるものとする。

- 2 <u>この表において、次の各号に掲げる用語</u> <u>の意義は、当該各号に定めるところによる。</u>
  - (1) 計画戸数算出基礎面積 建設行為面積から現に公共施設の用に供している土地の面積を減じた面積をいう。
- (2) 事務所等 事務所、店舗、作業所、倉庫その他これらに類する用途に供する

- <u>(5)</u> 略
- (6) 略

4 · 5 略

6 土地区画整理法に定める土地区画整理 事業の施行地区内に建築する建築物にあっては、建設行為面積に当該施行地区内の 公共用地の負担割合を加えたものとする。

 $7 \sim 1 \ 1$  略

- 12非重層集合住宅については、第6号及び第8号から第10号までの規定は、適用しない。
- 別表第3から別表第13まで 略

- (3) 事務所等 事務所、店舗、作業所、倉庫その他これらに類する用途に供する 建築物又はその部分をいう。
- (4) 単身者用住戸 専有部分に台所、浴室及び便所が設置されているものであって、かつ、床面積(内法による測定とし、当該床面積から当該居室に台所を設置しない場合にあっては5平方メートルを、浴室を設置しない場合にあっては1.8平方メートルを、便所を設置しない場合にあっては1.5平方メートルをそれぞれ減じた面積とする。)が16平方メートル以上33平方メートル以下の居室をいう。
- 4 第1号の規定にかかわらず、市街化調整 区域にあっては、別途市長が定める近接す る用途地域の基準によるものとする。
- 5 建設行為の区域が2以上の用途地域に わたる場合にあっては、建築可能戸数については、それぞれの用途地域における建設 行為面積の加重平均で得られた戸当たり 必要敷地面積を基準とし、敷地面積の最低 限度については、その敷地の過半が属する 用途地域の基準によるものとする。
- 6 土地区画整理法に定める土地区画整理 事業の施行地区内に建築する建築物(長屋 住宅を除く。)にあっては、建設行為面積 に当該施行地区内の公共用地の負担割合 を加えたものとする。
- 7 単身者用住戸については、3室を1戸と みなして算定する。
- 8 土地区画整理事業により基盤整備が整い、かつ、都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められ、当該地区整備計画において建築物等の高さの最低限度及び壁面の位置の制限が定められている区域内に建築する建築物で、当該地区整備計画の内容が当該地区の周辺環境への影響に配慮されていると認められるものについては、この表を適用しない。
- 9 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の地域における5階建て以下かつ進入道路幅員が6メートル以上の建築計画で、周辺住民等の理解を得られたものについては、この表を適用しない。
- 10 近隣商業地域内の幹線道路沿いにお ける周辺住民等の理解を得られた建築計 画については、この表を適用しない。
- 11 老朽住宅の建替えで周辺住民等の理解を得られた建築計画については、既存更数を超えない場合は、この表を適用しない。

- 建築物又はその部分をいう。
- 3 建設行為の区域が2以上の用途地域に わたる場合にあっては、建築可能戸数については、それぞれの用途地域における建設 行為面積の加重平均で得られた戸当たり 必要敷地面積を基準とし、敷地面積の最低 限度については、その敷地の過半が属する 用途地域の基準によるものとする。
- 4 土地区画整理法に定める土地区画整理 事業の施行地区内に建築する建築物(長屋 住宅を除く。)にあっては、建設行為面積 に当該施行地区内の公共用地の負担割合 を加えたものとする。
- <u>5</u> 単身者用住宅については、3室を1戸と みなして算定する。
- 6 土地区画整理事業により基盤整備が整い、かつ、都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められ、当該地区整備計画において建築物等の高さの最低限度及び壁面の位置の制限が定められている区域内に建築する建築物で、当該地区整備計画の内容が当該地区の周辺環境への影響に配慮されていると認められるものについては、この表を適用しない。
- 7 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の地域における5階建て以下かつ進入道路幅員が6メートル以上の建築計画で、周辺住民等の理解を得られたものについては、この表を適用しない。
- 8 近隣商業地域内の幹線道路沿いにおける周辺住民等の理解を得られた建築計画については、この表を適用しない。
- 9 老朽住宅の建替えで周辺住民等の理解 を得られた建築計画については、既存戸数 を超えない場合は、この表を適用しない。

別表第3から別表第13まで 略

別表第3から別表第13まで 略